

- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 自主事業の実施状況
- (5) その他管理の実態を把握するために甲が必要と認める事項

3 乙は、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、手続条例第7条ただし書の定めるところにより、当該指定が取り消された日から起算して30日以内に、当該年度分として、当該指定を取り消された日までの期間に係る事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

#### (管理業務の確認等)

第11条 甲は、手続条例第8条の規定に基づき、前条に規定するもののほか、必要に応じて乙の管理業務を確認することを目的として、管理の業務及び経理の状況について報告を求め、又は管理する施設へ立ち入ることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 前条及び本条第1項による確認の結果、甲が示した管理業務等の条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

### 第4章 町が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項

#### (指定管理料)

第12条 町が支払うべき管理の業務等に係る費用（以下「指定管理料」という。）及び支払月等については、「年度協定書」で定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず乙が指定管理者でなくなった場合又は法第244条の2第11項の規定により期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合の指定管理料は、甲が定める既履行部分に相当する金額をもって精算するものとする。

### 第5章 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

#### (適正な施設管理の継続が困難となった場合の措置)

第13条 乙は、適正な施設管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、施設管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、乙に対して管理業務又は経理の状況に関し必要な説明若しくは追加の報告を求め、実地について調査し、又は期間を定めて改善策の提出及び実施その他の必要な指示をすることができる。

3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により適正な施設管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、当該管理の継続の可否について協議する。

(指定の取消し等)

第14条 法第244条の2第11項に規定する管理を継続することが適当でないと認める場合は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 関係法令、手続条例、道の駅条例又はこの協定の規定に違反したとき
- (2) この協定の規定による報告の求めに応じないとき
- (3) この協定の規定による報告の求めに対し、虚偽の報告をしたとき
- (4) この協定の規定による調査に応じないとき
- (5) この協定による指示に従わないとき
- (6) 乙の財務状況が著しく悪化し、管理施設の適正な施設管理の継続が困難なとき。
- (7) 乙から、指定取消しの申入れがあったとき
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 若桜町外に主たる事務所を移したとき

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による厚生手続開始の申立てが行われたとき又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたとき

ウ 乙の役員が、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者に該当したとき

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人となったとき。

オ 鳥取県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納が生じたとき

カ その他乙に管理業務を継続させることが適当でないとき

2 甲は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて委託業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損失が生じても、その補償の責めを負わない。

## 第6章 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(個人情報の保護)

第15条 乙及びこの協定による管理業務の全部または一部に従事する者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び若桜町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）の規定を遵守し、手続条例第12条に基づき、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならない。また、指定期間が満了し若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、この協定による管理業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 第7章 その他別に定める事項

(第三者による利用の許可等)

第16条 乙は、道の駅条例第6条に基づき、管理業務の一部を他の者へ利用させる事ができる。ただし、乙は、あらかじめ甲に報告するものとする。

2 管理業務の一部を他の者へ利用させる場合は、道の駅条例第7条及び第8条の規定を遵守するとともに、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、当該他の者の責めに帰すべき事由は、乙